

司法院釈字第 242 号（1989 年 6 月 23 日）*

争 点

国家の重大事態における夫婦隔離下の重婚関係は取り消されるべきか。

（於國家遭重大變故，夫妻隔離下之重婚關係得撤銷？）

キーワード

重婚、取り消し（撤銷）、重大事態、実際の共同生活（實際共同生活）

解釈文：中華民国七四（1985）年六月三日に修正公布される以前の民法親族編は、その第九八五条において「配偶者のある者には、その重婚は認められず」と規定している；第九九二条では「第九八五条の規定に違反する結婚は、利害関係者が裁判所にこれの取り消しを請求することができる。但し、前婚姻関係が消滅している場合には、取り消しの請求はできない」と規定しており、こうした規定は一夫一妻という婚姻制

度の社会的秩序を維持するために必要なものであり、憲法に抵触するものではない。けだし国家が重大事態に遭遇している場合に、夫妻が隔離していることにより、双方が相集うことが期待できぬ状況下において発生した重婚事件は、やはり一般の重婚事件とは異なるものであり、この種の長期にわたり実際の共同生活を行っていたという事実がある後の婚姻関係に対しては、もしも第九九三条の規定を適用し取り消されるような場合

*翻訳者：吳 煙宗・吳 厚子

は、むしろその家庭生活および倫理関係に厳重な影響を与え、かえって社会秩序を妨害するとみなすに十分足りうるものである。かようにして、当然に憲法第二二条が保障する人民の自由および権利の規定に抵触しているところがある。

解釈理由書：中華民国七四（1985）年六月三日に修正公布される以前の民法親族編は、その第九八五条は「配偶者のある者には、その重婚は認められず」と規定しており、この趣旨は一夫一妻の善良な婚姻制度を樹立することに在り、こうした規定に違反する者に関しては、第九九二条は「第九八五条の規定に違反する結婚は、利害関係者が裁判所にこれの取り消しを請求することができる。但し、前婚姻関係が消滅している場合には、取り消しの請求はできない」と規定しており、これを以って制限する。この項の規定には、除斥期間は設けておらず、その目的は取り消し権者に隨時その取り消し権を行使させることであり、これは一夫一妻の婚姻制度

あり、これは一夫一妻の婚姻制度という社会秩序を維持させるうえで必要なものであるが故に、憲法に抵触するものではない。しかし修正公布以前の民法親族編は、修正公布後の第九八八条のように重婚は無効であるとする規定がまだなく、すなわち重婚の取り消しを経ていない場合には、後の婚姻は依然として効力を有しており、国家が重大な事態に遭遇し、夫妻の隔離に在って、双方が相集うことが期待できず、更には音信不通で、生死不明の状況下で発生した重婚事件は、やむを得ない要因が存在しており、つまり一般的な重婚事件と異なり、長期にわたり実際の共同生活を行っていたという事実がある後の婚姻関係に対しては、もしも依然として旧第九九二条の規定を適用し取り消されるような場合は、その結果として国民が正常な婚姻生活を享有できなくなり、むしろ後の婚姻当事者およびその親族の家庭生活と倫理関係に重大な影響を与え、かえって社会秩序を妨害するとみなすに十分足りうるものである。かようにして、当然に憲法第二二条が保障す

る人民の自由および権利の規定に抵触しているところがある。こうした状況に至っては、申立人は本院釈字第一七七号および第一八五号の解釈要旨によるところで、再審の訴えを提起することができることを、ここに併せて説明しておく。

本解釈は、劉鐵錚大法官、陳瑞堂大法官によるそれぞれの反対意見書がある。